

# 札幌市LGBTフレンドリー指標の実施に関する要綱

平成29年9月21日 市民文化局長決裁

令和3年11月19日一部改正

令和5年12月8日一部改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、札幌市LGBTフレンドリー指標の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「LGBT」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人、いわゆる性的マイノリティをいう。

2 この要綱において、「LGBTフレンドリー指標（以下、「指標」という。）」とは、企業において必要なLGBTへの取組や対応について、その推進状況を図る基準として定めるものをいう。

3 この要綱において、「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店、医療機関等をいう。

4 この要綱において、「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

## (対象)

第3条 対象となる企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 札幌市内に事業所があること。

(2) LGBTに対して理解があり、LGBTについて支援又は配慮した取組を行っていること。

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業等を対象としないことができる。

(1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業

- (2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第4条の登録を受けようとした企業
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている企業又は第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業
- (4) その他登録をすることが社会通念上適切でない企業  
（登録の方法）

第4条 市長は、別表に定める指標について、あらかじめ広く明示しなければならない。

- 2 登録を受けようとする企業は、申請書（様式第1号）に記入し、市長に提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等を書面又は電磁的記録によって添付しなければならない。
- 4 申請書は、市民文化局男女共同参画室において受領するものとする。
- 5 市長は、申請のあった企業の取組内容が、指標に合致することを書類等により確認し、次の各号により3段階で評価するものとする。
  - (1) 指標に掲げる項目のうち、1つ以上取組をしている
  - (2) 指標に掲げる項目のうち、3つ以上取組をしている
  - (3) 指標に掲げる項目のうち、5つ以上取組をしている
- 6 市長は、前項の規定により評価された企業に対し、LGBTフレンドリー企業として登録し、登録証（様式第2号）を交付するものとする。

（登録の単位）

第5条 前条に規定するLGBTフレンドリー企業としての登録は、企業単位又は事業所単位とする。

（変更・辞退・廃止の届出）

第6条 登録を受けた企業は、次の各号に掲げる場合には、LGBTフレンドリー企業申請事項（変更・辞退・廃止）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した名称を変更したとき。
- (2) 申請書に記載した住所を変更したとき。
- (3) 申請書に記載した取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。
- (5) 登録を辞退しようとするとき。

(確認調査)

第7条 市長は、必要に応じて企業に対し調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

(登録の有効期間及び更新)

第8条 登録を受けた企業の有効期間は、登録日の翌日から起算して、3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の有効期間の満了に際し、引き続きLGBTフレンドリー企業として登録しようとするときは、有効期間の満了前までに更新を受けなければならない。

なお、更新に必要な行為は、有効期間満了の6か月前から行うことができるものとする。

- 3 前項に規定する更新手続には、第4条の規定を準用する。

(登録の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行うことができる。

- (1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第4条の申請をしたときに第3条第2項第1号に該当していたことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第4条の申請をしたとき。
- (3) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第3条第2項第3号に該当することとなったとき又は第4条の申請をしたときに第3条第2項第3号に該当していたことが判明したとき。

(登録マークの使用)

第10条 登録を受けた企業は、登録マーク（別記）を印刷物等に使用することができるものとする。

2 前項の規定により使用を希望するときは、遅滞なく登録マーク使用届出書（様式第4号）により、市長に届出しなければならない。

なお、登録マークは、登録された企業単位又は事業所単位においてのみ使用するものとし、登録の有効期間内に限り、使用することができるものとする。

3 前二項の規定に関わらず、この制度の趣旨や登録マークの同意事項に反する使用や掲載等があった場合、市長は、登録を受けた企業に対し使用を取り消すことができる。

（LGBTフレンドリー企業の役割）

第11条 登録を受けた企業は、登録に係る取組を維持するとともに、取組の充実を図るものとする。

（市の役割）

第12条 市長は、登録を受けた企業の名称、取組内容その他必要な事項について情報を発信し、広く市民等に周知されるよう広報活動に努めるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、男女共同参画室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前までに、第4条の登録及び第6条の変更・廃止の届出をした企業は、なお従前の例による。

3 改正要綱の施行前に登録を受けた企業が、初めて更新を行う場合の

み、従前の例（改正前要綱の別表）と別表を比較し、該当する指標項目数が多い方を適用するものとする。

- 4 なお、初回更新時に従前の例（改正前要綱の別表）が適用された企業については、当該更新に基づく有効期間中に、第6条による取組内容等の変更が生じた場合は、当該有効期間中に限って、なお従前の例（改正前要綱の別表）に基づき取り扱うものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

指標項目	登録基準
基本方針に関すること。	企業の社内規定等にLGBTへの差別やLGBTへのハラスメントの禁止に関する記述がある。
啓発に関すること。	従業員向けにLGBTに関する研修やセミナーを年1回以上実施している。
内部体制に関すること。	従業員がLGBTに関する悩みを打ち明けられる体制がある。
福利厚生に関すること。	同性パートナーへの福利厚生等が認められている。
配慮に関すること。	LGBTの従業員又は顧客に配慮し、利用しやすい環境の整備やサービスがある。
協力連携に関すること。	札幌市内において、LGBT当事者の団体等が開催する社外のイベント（LGBTの理解促進に関するものに限る。）に協力又はLGBT当事者の団体等と連携した取組（LGBTの理解促進に関するものに限る。）がある。
その他	市長が適当と認めるもの。

※本表は、令和3年11月30日以前に登録した企業についても適用されるが、初回更新時においてのみ、従前の例と比較し、該当する指標項目が多い方を適用する。

※本表は、令和3年12月1日以降に新たに登録した企業及び令和3年11月30日以前に登録し2回目以降の更新を行う企業について適用する。